

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年7月1日から10年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、所持していた給与明細書で確認できる報酬月額より低い金額で記録されている。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成9年7月1日から10年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する、9年7月分から同年12月分までの期間及び10年2月分から同年8月分までの期間の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の関連資料が無いため、不明である。」と回答しているが、上記の給与明細書において確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に見合う

標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額が、申立期間のすべての期間について一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額が、申立人が所持する、同年 1 月分及び同年 9 月分の給与明細書における報酬月額を超える額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 14 日から 39 年 3 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日に係る記録を 38 年 5 月 14 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月ごろから 39 年 3 月 16 日まで

昭和 37 年 3 月ごろに A 社に入社し、39 年 5 月 15 日までの期間に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。37 年 3 月ごろから同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 3 月ごろに A 社に入社し、39 年 5 月までの期間において勤務したと供述しているところ、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が入社したとする時期とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、38 年 4 月 28 日に被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、私より少し後に私が親しくしていた同僚に誘われて入社してきた。」と供述していること、ii) 前述の被保険者原票により同年 5 月 15 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同年 5 月 14 日に退職したとする同僚の写真を申立人が所持しており、かつ当該同僚の仕事内容等について記憶していることなどから判断すると、申立人は、遅くとも、上記 ii) の同僚が退職した同日には申立事業所に勤務していたと考えるのが妥当であり、申立人は、申立期間のうち、同日から 39 年 3 月 16 日までの期間について、A 社に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者原票により当初、昭和 39 年 3 月 16 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していたことが確認できる者が申立人を含め 4 人いるところ、申立人を除く 3 人の同僚については申立人が既に退職した後である同年 8 月 27 日付けで資格取得日を遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

さらに、資格取得日が訂正処理されている事情について、当該同僚のうちの一人は、「申立事業所から厚生年金保険被保険者資格の取得日を訂正したという話は聞いておらず、厚生年金保険料をさかのぼって徴収された記憶も無い。」と供述していることなどから判断すると、当該同僚は、当初記録されていた厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和 39 年 3 月 16 日より前の日付である訂正後の資格取得日から厚生年金保険料を控除されていたと認められ、申立人についても当該同僚と同様に、当該期間の保険料を控除されていたと認められる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 14 日から 39 年 3 月 16 日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 39 年 3 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月ごろから 38 年 5 月 14 日までの期間については、前述の被保険者原票において、自身より少し後に申立人が入社してきたとする上記の同僚の被保険者資格取得日の記録が同年 4 月 28 日であること、申立人が当該期間に勤務していたとの同僚の供述も得られないこと、申立事業所が当時の記録は残っておらず、不明と供述していることなどから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年1月1日まで

昭和22年4月1日にA社C事業所病院看護婦養成所に入学し、午前は同社C事業所病院で勤務した。また、卒業後は引き続き同社C事業所病院に看護婦として勤務し、28年8月末に退職した。同社C事業所病院看護婦養成所の同期と一緒に同病院に勤務した同僚が、22年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C事業所が保管する職員退職記録簿及び同僚の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所病院看護婦養成所の同窓会名簿において、申立人と同期であると確認できる者のうち申立人を含む複数の者について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において一致しておらず、申立人については、当該払出簿における同資格の取得日は昭和24年1月1日、当該被保険者名簿における同資格の取得日は同年4月1日と記録されていることが確認できるところ、i) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者であることが確認できる一人は、当該払出簿において、当初申立人と同日である同年1月1日と記録されていた被保険者資格の取得日が22年4月1日に訂正されていること、ii) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者

であることが確認でき、当該払出簿において、申立人と同日である 24 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している 4 人について、オンライン記録における同資格の取得日が 22 年 4 月 1 日に訂正されていること、iii) 申立人と一緒に、同社 C 事業所病院看護婦養成所に入学し、同社 C 事業所病院で勤務したと供述する同僚は、当該払出簿、前述の被保険者名簿、及びオンライン記録において、同日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、同社 C 事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同日であると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA機構B病院における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成19年4月1日付けでA機構B病院から同機構C病院へ異動したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私が所持する給与支給明細書により、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、雇用保険被保険者転勤届受理通知書、A機構B病院及び同機構C病院が作成した申立人に係る在籍証明書、申立人が所持する申立期間に係る給与支給明細書、並びにB病院が保管する給与台帳から判断すると、申立人がA機構B病院に平成19年3月31日までの期間において継続して勤務し（平成19年4月1日にA機構B病院から同機構C病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成19年3月分のA機構B病院に係る給与支給明細書及びB病院が保管する同年3月分の給与台帳の保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成19年4月1日と

すべきところ、誤って同年3月31日として届け出たと認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで

A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和46年9月25日、A社に係る被保険者資格の取得日は47年5月25日と記録されており、この間の被保険者記録に空白期間が生じているが、この間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が作成した退職証明書及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年9月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「転勤による事業所間の異動のたびに厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の手続を行っているが、事業所間の連絡及び確認漏れにより申立人の被保険者資格の喪失及び取得に係る手続を誤ったと思われる。」と回答していることから、事業主が申立人の被保険者資格の取得日を昭和47年5月25日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る46年9月から47年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月31日から同年2月1日まで

昭和59年2月1日にA社から同社の関連会社であるB社に移籍した時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断して、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和59年2月1日にA社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当時の事務担当者が、離職日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日であると誤って届出を行ったものと思われるが、申立人の保険料の納付については、根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、事業主が資格喪失日を昭和59年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月6日は44万1,000円、同年12月19日は38万円、16年8月7日は41万円、同年12月17日は40万円、17年8月5日は38万円、同年12月16日は42万9,000円、18年8月7日は40万円、同年12月19日は43万9,000円、19年8月7日は37万8,000円、同年12月19日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月6日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年8月7日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年8月5日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年8月7日
⑧ 平成18年12月19日
⑨ 平成19年8月7日
⑩ 平成19年12月19日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されているが、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額と

して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与支払明細書一覧表（賞与）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出したすべての申立期間の賞与に係る前述の給与支払明細書一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年8月6日は44万1,000円、同年12月19日は38万円、16年8月7日は41万円、同年12月17日は40万円、17年8月5日は38万円、同年12月16日は42万9,000円、18年8月7日は40万円、同年12月19日は43万9,000円、19年8月7日は37万8,000円、同年12月19日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月16日に、事業主が申立期間に支給した賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月6日は43万7,000円、同年12月19日は38万円、16年8月7日は38万円、同年12月17日は40万円、17年8月5日は37万8,000円、同年12月16日は40万円、18年8月7日は40万円、同年12月19日は41万円、19年8月7日は37万2,000円、同年12月19日は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月6日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年8月7日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年8月5日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年8月7日
⑧ 平成18年12月19日
⑨ 平成19年8月7日
⑩ 平成19年12月19日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されているが、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額と

して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与支払明細書一覧表（賞与）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出したすべての申立期間の賞与に係る前述の給与支払明細書一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年8月6日は43万7,000円、同年12月19日は38万円、16年8月7日は38万円、同年12月17日は40万円、17年8月5日は37万8,000円、同年12月16日は40万円、18年8月7日は40万円、同年12月19日は41万円、19年8月7日は37万2,000円、同年12月19日は43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月16日に、事業主が申立期間に支給した賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月6日は44万9,000円、同年12月19日は38万円、16年8月7日は41万円、同年12月17日は40万円、17年8月5日は44万円、同年12月16日は40万円、18年8月7日は45万8,000円、同年12月19日は41万円、19年8月7日は41万円、同年12月19日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月6日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年8月7日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年8月5日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年8月7日
⑧ 平成18年12月19日
⑨ 平成19年8月7日
⑩ 平成19年12月19日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されているが、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額と

して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与支払明細書一覧表（賞与）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出したすべての申立期間の賞与に係る前述の給与支払明細書一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年8月6日は44万9,000円、同年12月19日は38万円、16年8月7日は41万円、同年12月17日は40万円、17年8月5日は44万円、同年12月16日は40万円、18年8月7日は45万8,000円、同年12月19日は41万円、19年8月7日は41万円、同年12月19日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月16日に、事業主が申立期間に支給した賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月6日は32万2,000円、同年12月19日は26万円、16年8月7日は30万円、同年12月17日は27万3,000円、17年8月5日は23万4,000円、同年12月16日は27万3,000円、18年8月7日は29万3,000円、同年12月19日は26万円、19年8月7日は22万円、同年12月19日は18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月6日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年8月7日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年8月5日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年8月7日
⑧ 平成18年12月19日
⑨ 平成19年8月7日
⑩ 平成19年12月19日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されているが、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与支払明細書一覧表（賞与）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出したすべての申立期間の賞与に係る前述の給与支払明細書一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 8 月 6 日は 32 万 2,000 円、同年 12 月 19 日は 26 万円、16 年 8 月 7 日は 30 万円、同年 12 月 17 日は 27 万 3,000 円、17 年 8 月 5 日は 23 万 4,000 円、同年 12 月 16 日は 27 万 3,000 円、18 年 8 月 7 日は 29 万 3,000 円、同年 12 月 19 日は 26 万円、19 年 8 月 7 日は 22 万円、同年 12 月 19 日は 18 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 16 日に、事業主が申立期間に支給した賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月6日は38万2,000円、同年12月19日は33万9,000円、16年8月7日は34万円、同年12月17日は35万1,000円、17年8月5日は36万円、同年12月16日は35万1,000円、18年8月7日は35万円、同年12月19日は38万円、19年8月7日は35万円、同年12月19日は37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月6日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年8月7日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年8月5日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年8月7日
⑧ 平成18年12月19日
⑨ 平成19年8月7日
⑩ 平成19年12月19日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されているが、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額と

して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与支払明細書一覧表（賞与）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出したすべての申立期間の賞与に係る前述の給与支払明細書一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年8月6日は38万2,000円、同年12月19日は33万9,000円、16年8月7日は34万円、同年12月17日は35万1,000円、17年8月5日は36万円、同年12月16日は35万1,000円、18年8月7日は35万円、同年12月19日は38万円、19年8月7日は35万円、同年12月19日は37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月16日に、事業主が申立期間に支給した賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月20日から同年3月1日まで

平成14年2月20日にA社に入社して、同日から勤務を開始したが労働条件が採用時の説明と違っていたので同年3月末で退職した。

給与から平成14年2月分及び同年3月分の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、給与の支払いは、月末締め翌月10日払いであった。

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成14年2月分及び同年3月分の給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間についてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年2月分及び同年3月分のA社に係る給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人について、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、平成 14 年 2 月の保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 16 日まで
オンライン記録では、A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 42 年 12 月 16 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 52 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 人に支給記録が確認でき、そのうち、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者の一人は、申立人の脱退手当金の支給決定日である 43 年 7 月 18 日の約 2 か月前に支給決定されているほか、他の同僚二人についても資格喪失日が同日であるにもかかわらず支給決定日が異なっている上、当時、同事業所に勤務し脱退手当金の支給記録が確認できる同僚二人は、「申立期間当時、事業所から脱退手当金の内容や代理請求についての説明は無く、請求手続は自分で行った。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、3 回の被保険者期間のうち、未請求となっている 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 1 月 5 日から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 21 年 3 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで

昭和 16 年 12 月に A 社に入社し、17 年 1 月 5 日から同社 B 事業所（現在は、A 社 C 事業所）総務部に勤務した。また、20 年 10 月 1 日に D 県 E 市に所在する同社 F 事業所に配置換えとなり、23 年 3 月 31 日に退職するまでの期間に勤務した。これらの勤務期間については、いずれも厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社 B 事業所において勤務していたとしているところ、オンライン記録では、申立期間①直後の昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時の職種が A 社 B 事業所総務部の事務職員であったと供述しているところ、A 社 C 事業所が保管する人事記録により、申立人が昭和 16 年 12 月 27 日に同社 B 事業所に入社したこと及び申立人は申立期間①当時、事務職であったことが確認できるところ、17 年 1 月に施行された厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、一般職員である事務職の男子労働者は対象ではなく、19 年 6 月に施行された厚生年金保険法は、適用準備期間を経て同年 10 月から保険料の徴収が開始されており、申立期間のうち同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間と定められているほか、同法における被保険者は、

一定の業種の事業所に使用される一般職員を含む労働者と定められていることから、一般職員である事務職として勤務していた申立人について、申立期間①は、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間ではなかったことが認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社F事業所において勤務しており、退職時に退職金と考えられる給付を受けた記憶がある旨供述しているところ、A社C事業所が保管する人事記録では、昭和21年1月31日に休職及び同年5月15日に同社から慰労金が支給された旨の記載があることが確認できる。

また、A社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立事業所が昭和21年6月1日に工場閉鎖で解散したことにより従業員全員が退職した旨の記載が確認でき、適用事業所名簿では、同日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、申立人は、工場閉鎖による事業所解散については知らないと供述していることなどから、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、オンライン記録では、申立人は昭和21年3月1日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、前述の被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の記憶する申立事業所の同僚は姓のみで該当者を特定できず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、A社F事業所が解散した後、同社の工場と従業員を引き継いだとするG社H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した複数の従業員は、いずれも申立人を記憶していない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 7 日から 40 年 8 月 27 日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金のことは知っていたが、退職金が多く、脱退手当金は、当面必要とは思われなかったため、受け取らないことにしたはずである。脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、脱退手当金が請求されたと考えるのが自然である。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年12月27日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A社は、「脱退手当金の申請手続を代行していたかどうかについては、就業規則に記載されているわけでもなく、当時の資料も残っていないため詳細は不明であるが、当時の事務担当者が、脱退手当金の受給を希望する厚生

年金保険被保険者資格喪失者について、当該被保険者の便宜を図るために、脱退手当金の受給手続を代行した可能性がある。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた当時の同僚のうち、脱退手当金を受給していない者については、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、前述の「脱」表示は確認できない上、「脱退手当金のことは知っており、会社から脱退手当金を請求するか否かを聞かれた時に『厚生年金保険を継続するので、請求しない。』と回答した。」との供述が得られており、一方、脱退手当金を受給している者については、同名簿には「脱」表示が確認できる上、「会社に脱退手当金を受給すると答えた。脱退手当金の受給手続はすべて会社がしてくれたので、自分が社会保険事務所（当時）に行くようなことはなかった。脱退手当金は退職金等と一緒に、退職した月末ごろ会社から受け取った記憶がある。」との供述が得られている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から同年10月1日まで
② 昭和25年10月1日から27年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、A事業所、また、申立期間②については、B事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、A事業所の法人登記簿の記録も確認できない。

また、申立人が記憶する複数の同僚は姓のみの記憶であるため特定できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が記憶する同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B事業所は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、B事業所の法人登記簿の記録も確認できない。

また、当時の事業主は死亡している上、申立人が記憶する他の複数の同僚は既に死亡している者や、姓のみの記憶で特定できない者であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで

年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A協同組合に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、平成 4 年 7 月 1 日に給与が 36 万円から 45 万円に昇給したにもかかわらず、実際の給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協同組合が提出した申立人に係る平成 4 年 7 月分から 8 年 7 月分までの期間の給与明細書により、申立期間のうち 4 年 7 月分から 8 年 3 月分までの期間の給与支給額は 36 万円であり、給与支給額に見合う標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるとともに、申立期間のうち同年 4 月分から同年 7 月分までの期間の給与支給額は 45 万円であるが、36 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立事業所が提出した平成 4 年から 8 年までの期間の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額はオンライン記録どおりの額で社会保険事務所（当時）に届け出られていることが確認でき、申立期間における標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給

与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年8月1日まで
② 昭和25年5月1日から26年3月1日まで

申立期間①について、昭和23年8月1日にA公団に入団し、同公団が解散するまでの期間において勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の取得日が24年8月1日と記録されていることに納得できない。

また、申立期間②について、昭和25年5月1日にB社に就職し、同年5月20日から、B社C営業所に勤務した。一緒に勤務していた同僚は、申立期間②について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるので、厚生年金保険被保険者資格の取得日が26年3月1日と記録されていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管しているA公団発行の辞令から、申立人が当該期間において同公団D事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A公団D事業所は、昭和24年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A公団D事業所は既に解散しているため、申立期間①当時の関連資料は無く、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、B社が保管する人事記録、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B社C営業所は、昭和26年3月

1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人と一緒に勤務していたと供述している同僚については、申立期間②において、別の事業所で社名がB社と類似しているE社F工場で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該同僚は、同社F工場において申立人とは業務内容等が異なっていた旨供述している上、同社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②において申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該被保険者名簿には厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和26年3月1日時点で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる11人（申立人及び上記の同僚を含む。）のうち、6人（上記の同僚を含む。）については、同日直前の期間においてE社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、厚生年金保険の被保険者記録が継続している一方、残る5人（申立人を含む。）については、同日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録は無く、このうち、申立人を含む3人については、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により厚生年金保険被保険者記号番号が新規に払い出されていることが確認できる上、申立人と同じ月の25年5月にB社C営業所へ異動となっている人事記録が確認できる同僚についても、申立人と同様に申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間②において、B社C営業所と同じビル内には、G社H支社、I社J支店及びE社K出張所（現在は、L社M店）が所在していた旨同僚の供述が得られたことから、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人の厚生年金保険の被保険者記録について確認したが、いずれの事業所においても申立期間②における申立人の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 2 日から 45 年 7 月 1 日まで

A社に昭和 44 年 3 月に入社し、45 年 8 月に退職するまでの期間において休職及び一時退職をしたことは無かったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、昭和 44 年 3 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 2 日に資格を喪失後、45 年 7 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、A社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録については、昭和 44 年 3 月に被保険者の資格を取得し、同年 11 月に離職後、45 年 7 月に同社において再度資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同時期に被保険者資格を喪失及び取得させたとは考え難い。

さらに、被保険者名簿によれば、申立人について、昭和 44 年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失する届出が同年 11 月 21 日に受理されている記録が確認できる。

加えて、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号について、A社の厚生年金保険被保険者の資格に係る記号番号とは異なる記号番号が、昭和 44 年 11 月 2 日に資格を喪失後、再度資格を取得した 45 年 7 月 1 日に新たに払い出されていることが確認できる。

また、法務局が保管する商業登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A社は昭和56年3月25日に社員総会の決議により解散し、同年10月25日に清算終了となっていることが確認でき、既に廃業していることから、当時の貸金台帳等の資料は無く、同僚等に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述は得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に係る被保険者記録は昭和62年9月1日からの期間となっているとの回答を得たが、私は、同年4月1日に同社に入社した。私の入社日が同年4月1日であることを示す資料も保管しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社に係る「新企業年金保険解約返戻金明細書」及び「退職金・功労一時金計算書」において、申立人の入社日が昭和62年4月1日と記載されていること及び申立人と同期入社であるとする同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和62年9月1日であることが確認できるところ、同社は、「申立人の入社日及び申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認できる関連資料は保存していないが、当該通知書から判断すると、申立人を昭和62年9月1日に厚生年金保険に加入させたものと考えられ、通常、従業員を厚生年金保険に加入させる以前の期間について、厚生年金保険料を給与から控除することは無い。」と回答している。

また、雇用保険の被保険者記録において、申立人の被保険者資格の取得日は昭和62年9月1日と記録されており、当該資格取得日はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格

の取得日と同日の昭和62年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚6人（前述の申立人と同期入社であるとする同僚を含む。）に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月12日から21年3月25日まで
復員後、私の弟の紹介でA社B支社に勤務し、船員として漁船に乗船していた。

A社C支社D営業所で受領した名簿からも、申立期間において同社で勤務していたことが確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社から受領したとする名簿は、同社が保管する「退職者一覧表」であり、この名簿から、申立人は昭和20年11月12日に同社に入社し、21年3月25日に退職していることが確認できる。

しかしながら、A社が保管する船員保険被保険者名簿、船員保険台帳、及び船員個人の乗船記録を記載する船員勤怠カードにおいて、申立人の記録は確認できず、同社の担当者は、「申立人の船員保険に関する記録が無いことから、申立人は船員保険に加入していなかった可能性がある。」と供述している。

また、申立人は、「私の弟の紹介でA社B支社に勤務した。」と供述しているところ、申立人の弟は、社会保険事務所（当時）が保管するA社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者臺帳（旧台帳）により、申立人が同社を退職した直後である昭和21年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立期間当時、社会保険事務所が保管する前述の被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「見習期間があった。」と供述し、別の同僚は、「昭和20年10月からA社で勤務したが、船員保険被保険者資格の取得日は入社から8か月間を経過した後の21年6月24日である。」と供述しているところ、複数の同僚について、前述の被保険者名

簿において確認できる船員保険被保険者資格の取得時期と前述の退職者一覧表から確認できる入社日が一致していないことなどから判断すると、同社では、当時、従業員について必ずしも入社と同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する前述の被保険者名簿からは、申立人に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月から 31 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 3 月から 51 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 5 月 29 日から同年 9 月まで

申立期間①は、A社において運転手の助手として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は申立期間①直後の約1か月間しか確認できない。

また、申立期間②及び③は、B社において現場作業などの業務に従事するとともに作業員を送迎する運転手として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は申立期間②及び③の間の約2か月間しか確認できない。

申立期間において、両事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げる同僚二人がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、当該同僚二人の供述、及び当該同僚の一人が所持する同僚二人と写った写真に「S29年撮影」と裏書されていることなどから判断すると、申立人が申立期間①において、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和31年4月1日であることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、上記同僚のうち一人は、「入社後約3か月間の試用期間があったと記憶している。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によれば、上記同僚二人のうち運転手であったとする者は、昭和30年7月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していること、及び申立人と同学年で中学

校を卒業後に申立事業所に就職し、申立人の業務と同じ業務に従事していたとする者は、申立人と同日の 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所は、「申立期間①において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては、根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡し、上記同僚二人及び前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても有力な供述が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、当該期間においてB社で勤務していたと申し立てているものの、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、元事業主は、「当時、申立人は当社とは別の事業所に勤務しており、当該事業所の業務にゆとりがある時に、申立人に手伝いに来てもらっていた。」と回答しているところ、オンライン記録によれば、当該期間のうち、大部分の期間において、申立事業所とは別の4事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が当該期間において申立事業所に継続して勤務していたことを推認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者から聴取した結果、申立人に係る記憶はあるとしながらも申立人の勤務時期等に関する記憶は無いとの供述しか得られないことから、申立人の勤務期間及び勤務実態について特定することができない。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 51 年 4 月 1 日、同喪失日は同年 5 月 29 日と記録されており、申立期間②及び③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 10 月 31 日まで

A社（現在は、B社）において勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同僚二人の供述及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該二人について厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「父の知人の紹介で申立事業所に入社した。入社当時、見習いだったので健康保険被保険者証は交付されておらず、父の扶養に入っていたのかもしれない。厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶も無い。」と供述しているところ、B社では、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても供述が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立事業所の関連事業所である2社及び親会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月から 9 年 10 月 11 日まで

平成 7 年 9 月に A 社に採用され、研修終了後に同社 B 店に配属された。その後、同社 C 店に異動し、継続して勤務していたのに、申立期間直後における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、申立期間の被保険者記録は確認できない。

申立期間においても同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び A 社が提出した申立人に係る平成 8 年分及び 9 年分の源泉徴収票の写しから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、「申立人は非常勤の従業員であった。厚生年金保険に加入させるか否かは当社各店舗の店長が判断していた。」と回答している上、申立人が名前を挙げる、同社 B 店で勤務していたとする同僚は、「申立人は、入社時はパート扱いで、その後に厚生年金保険に加入したと思う。私も入社 1 年後に厚生年金保険に加入している。従業員は、正社員、準社員、パート、アルバイトの区分があり、従業員すべてが厚生年金保険に加入していたわけではなかったと思う。」と供述し、申立人を承知していたとする別の同僚は、「私も最初はパート扱いで入社し、入社から数か月間を経過した後厚生年金保険に加入させてもらった。厚生年金保険に加入させるかどうかは A 社各店舗の店長が判断していた。」と供述しているところ、オンライン記録から確認できる当該同僚らの厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことから判断すると、当時、申立事業

所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の源泉徴収票の写しによれば、平成8年分の給与からは社会保険料等は控除されておらず、9年分の給与からは社会保険料等が控除されていることが確認でき、当該控除額は、申立人が同年10月11日に、A社C店において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険被保険者の資格を取得したことに伴う保険料相当額におおむね見合うものであることから判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、雇用保険の被保険者記録及び申立事業所が保管するD健康保険組合台帳の記録によれば、申立人の雇用保険及び健康保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録による厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成9年10月11日）と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 2 日から 14 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い額で記録されている。申立期間における標準報酬月額の記録を実際に支給されていた報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、申立期間のうち、申立人が所持する平成 2 年 7 月から 3 年 12 月までの期間、4 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から 5 年 1 月までの期間、7 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月、8 年 11 月、9 年 2 月、同年 4 月、同年 9 月、同年 12 月から 10 年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月、11 年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月、12 年 6 月、同年 8 月から同年 11 月までの期間、13 年 5 月及び同年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月、14 年 3 月から同年 5 月までの期間に係る給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該オンライン記録

の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、上記以外の期間については、事業主は申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与台帳等の関連資料を保管しておらず、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、当該期間における申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点はうかがえない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。

A社の給与体系は全社共通であり、同社C営業所及び同社D営業所で勤務する場合には、地域手当が高く、当時は日常的に時間外勤務を行っており、給与にその手当分が加算されていたはずであるので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に入社した昭和 43 年 5 月 21 日から 46 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の推移、申立人と同期入社であるとする同僚 10 人についての申立期間を含む前後の期間に係る標準報酬月額の推移、及び当該同期入社同僚のうち、申立期間において、申立人と同時期に同社C営業所に勤務し申立人と同じ業務を行っていたとする同僚二人の供述から判断すると、申立人の同社における申立期間に係る標準報酬月額は、前述の 10 人に比べて低額であると推認できる。

しかしながら、厚生年金保険法においては、毎年 8 月 1 日現在に事業所に在籍する厚生年金保険の被保険者について、その年の 5 月から 7 月までの期間に支給された報酬額の平均額に見合う標準報酬月額を、その年の 10 月からの標準報酬月額とする定時決定について定められているところ、申立人は、昭和 44 年 3 月から同年 8 月までの期間においてA社の親会社であるE社本社主催

の実務研修会に参加したとしている上、「A社C営業所で勤務していた研修前後の期間については日常的に時間外勤務を行い報酬月額も多かったが、研修期間中には時間外勤務は無かった。」と供述しており、申立事業所に勤務し、申立人と同様に上記研修会に参加したとする同僚は、「私は、入社直後に会社の実務研修を受けたが、研修期間中に時間外勤務は無かったと記憶している。」と供述している上、B社は、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、当時の会計担当者は不明であるほか、F健康保険組合にも照会したが、当時の関連資料の保存期限を経過していることから、申立内容について確認できないものの、E社が実施する当該研修会期間中には、時間外勤務を行うことは無いはずである。」と回答していることから判断すると、申立期間の標準報酬月額を決定する同年5月から同年7月までの報酬月額の平均額は、A社C営業所で勤務していた研修前後の期間より低額であったことがうかがえる。

また、厚生年金保険法においては、標準報酬月額が翌年の定時決定が行われる前に変更される随時改定について、固定的賃金の変動月以降3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の等級との間に2等級以上の差が生じたときに行う旨定められているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和45年8月1日の随時改定時においては、非固定的賃金（時間外手当）を算入した報酬月額に基づく標準報酬月額（4万8,000円）に改定されていることが確認でき、A社及び社会保険事務所における一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月25日から24年1月23日まで
② 昭和24年4月8日から同年6月6日まで
③ 昭和24年8月20日から同年11月14日まで
④ 昭和25年6月26日から同年7月17日まで
⑤ 昭和25年7月28日から同年9月12日まで

申立期間当時、A専門学校（現在は、独立行政法人B）の学生であったが、実習生として乗船していた申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。船員手帳の記録から、申立期間①、②及び③については「C」が所有するD丸、E丸及びF丸に、申立期間④についてはG社が所有するH丸に、申立期間⑤についてはI社（現在は、J社）が所有するK丸に乗船していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人が提出した船員手帳から、申立人は、「C」が所有するD丸、E丸及びF丸に実習生として雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間①、②及び③当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「当時、大学生の実習生が乗船していた記憶があるが、実習生の船員保険の加入状況については分からない。私の場合、高等学校を卒業した年の8月に雇入れされ、同月から乗船したが、船員保険には2か月後の加入となってい

る。」「当時、高等学校の実習生は多かったが、大学生の実習生に係る記憶は無い。実習生の給与は歩合給だったと思うが、船員保険に係る加入状況については分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、雇い入れた者について必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立事業所における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険の被保険者記録は確認できない。

なお、「C」が代表取締役となっているL社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間④について、申立人が提出した船員手帳から、申立人は、G社が所有するH丸に実習生として雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間④当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、大学生が見習いで乗船していた記憶があるが、給与の支払状況や船員保険に係る加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間④における船員保険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、申立人の船員保険被保険者台帳では、申立事業所における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間④における船員保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立期間⑤について、申立人が提出した船員手帳から、申立人は、I社が所有するK丸に実習生として雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、J社は、「当時の関連資料を保存しておらず、申立内容を確認できない。申立人は、船員手帳の記録どおりに雇用されていたと思われるが、一般的に、実習生の場合は、国家資格取得に必要な履歴を取得することが目的であり、給与は一般の船員よりも少額であったと推察される。」と回答している。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間⑤当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、K丸には乗船していないが、申立人に係る記憶は無く、当時の船員保険に係る加入状況につ

いても分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間⑤における船員保険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳では、申立事業所における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間⑤における船員保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、I社M支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により、昭和22年7月1日から27年1月18日までの期間において船員保険被保険者の資格を取得した315人のうち、4人については「実習生」との記録が確認できるところ、いずれも、申立期間⑤の後に船員保険被保険者の資格を取得しており、うち一人の被保険者期間は11か月、残り3人の被保険者期間は1年以上となっていることが確認できる。

- 4 国の所管局では、「平成17年1月4日以降は、船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入状況を確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入状況を確認することとされていなかったため、船員手帳の雇入及び雇止の記録をもって船員保険に加入していたことを推認することができない。」と回答しているほか、独立行政法人Bでは、「申立期間当時の実習規定及び学生の船員保険の加入については不明である。」と回答している。

また、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 3 年 8 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 2 年 9 月 4 日に、同年 5 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額が 53 万円から 30 万円に減額訂正され、同年 10 月以降の標準報酬月額については 30 万円として届出されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は昭和 63 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当し、平成 3 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる一方、商業登記簿によれば、申立事業所は昭和 58 年 4 月 8 日に設立され、申立事業所の事業主が代表取締役として、申立人が取締役として登記されており、解散登記は申立事業所が適用事業所に該当しなくなる前の平成元年 1 月 27 日に行われていることが確認できる。ところ、オンライン記録から、当該事業主の標準報酬月額を確認したところ、申立人と同様に推移している上、申立期間を含め、他の従業員の標準報酬月額より高額となっていることが確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額が 2 年 5 月から同年 9 月までの期間において 53 万円から 30 万円に減額訂正され、同年 10 月以降の期間については 30 万円として記録されていることが特に不自然である事情はうかがえない。

また、申立期間当時、申立事業所から社会保険事務を受託していた社会保

険労務士事務所に照会したところ、「当時の社会保険の関連資料は保存されておらず、申立内容を確認することができない。」と回答している上、当時の事業主及び同僚から供述を得ることができず、事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社B支社において外勤や管理業務に従事していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が提出した従業員名簿では、申立人が申立事業所の販売主任となっている昭和 40 年 1 月 1 日以降の人事記録は確認できるものの、申立期間より前の期間に係る記録は確認できない上、A社は、「従業員名簿のほか、当時の関連資料を保存しておらず、申立内容を確認できない。当時の営業担当者については、社会保険に加入させる正社員や社会保険に加入させない歩合給の販売員などの職種があり、正社員から歩合給の販売員に職種を変更する者やいったん退職した後に職種を変えて再度入社する者もいた。原則として、正社員以外の販売員については社会保険に加入させない取扱いであったが、支社の一部において、詳細は不明であるものの、正社員になる前の期間に一時的に厚生年金保険に加入させていた例も確認できるが、B支社が同様の取扱いを行っていたか否かは、当時の関連資料が無いため不明である。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 4 人は、いずれも、「当時、内勤の者は社会保険に加入していたが、外勤の販売員は歩合給で社会

保険に加入させない取扱いだったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人は昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、40 年 1 月 1 日に同資格を再度取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2550 (事案 246 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与支払明細書があるため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、申立期間における勤務実態が確認できないなどとして、記録訂正には至らなかった。

今回、当時の従業員の名前を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出のあった給与支払明細書により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 48 年 3 月から同年 9 月までの期間において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同年 3 月から同年 8 月までの給与支払明細書に記載された基本給は 13 万円であるのに対し、同年 9 月の基本給は 7 万 7,500 円となっていること、ii) 同年 9 月の給与支払明細書の基本給欄内に「15 日分」とのメモが読み取れることから判断すると、申立人が申立期間において勤務実態があったとは確認できないこと、iii) A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録等により勤務実態について確認できないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立期間当時の従業員の名前を挙げて再度申立てを行っているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員 4 人に聴取し

たところ、一人は、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していた記憶があると供述している一方で、3人は、申立人の退職時期については分からないとしている上、このうち、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した直後に同資格を取得していることが確認できる者は申立人に係る記憶は無いと供述しているほか、当時の事業主に照会したところ、申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立人の退職時期等については分からないと回答していることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、日本年金機構B事務センターは、厚生年金保険法第9条では、「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されているが、当該条文の「使用される者」とは、事実上その事業主のもとで使用され、労務の対償として給料や賃金を受け取っているという事実上の使用関係にある者であり、実際には労務を提供せず、労務の対償として報酬の支払いを受けない場合には、被保険者とならないと回答しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和48年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 26 日から 35 年 7 月 27 日まで

「A」が所有するB丸及び「A」が事業主であるC社が所有するD丸に甲板員として勤務していた申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において船員として勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人が申立期間において「A」が所有するB丸及び「A」が事業主であるC社が所有するD丸に雇入れされていたことが確認できる。

また、適用事業所名簿等によれば、「A」及びC社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、申立人が提出した船員手帳に記録されている船長の一人は、「私も申立期間当時、C社で乗船していたが、船員保険の被保険者記録が無い。」と供述しているほか、C社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間前における船員保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、いずれも、「私も申立期間当時、C社で乗船していたが、船員保険の被保険者記録が無い。」と供述していることから判断すると、当時、「A」及びC社では、必ずしもすべての船員について船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、「A」及びC社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、国の所管局では、「平成 17 年 1 月 4 日以降は、船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入状況を確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入状況を確認することとされていなかったため、船員手帳の雇入及び雇

止の記録をもって船員保険に加入していたことを推認することができない。」と回答している。

また、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

福岡厚生年金 事案 2552 (事案 1758 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から36年12月1日まで
② 昭和36年12月1日から39年3月26日まで

昭和39年3月にA管理事務所を退職した後に、脱退手当金が支給済みとされている。26年3月から33年9月までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については受給した記憶はあるが、申立期間については受給した記憶が無い。

今回、申立事業所に同時期に採用された同僚の名前を思い出したので、再度調査の上、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係るA管理事務所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていること、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和39年8月13日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月3日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は同時期に採用された同僚の名前を挙げ、申立事業所に係る脱退手当金を受給した記憶は無いと主張しているが、当該同僚の連絡先は不明であるため供述を得ることはできず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。